

第46回公開セミナー議事概要

「スポーツと競争法～『人材と競争政策に関する検討会』報告書を踏まえて～」

- 1 日時 平成30年3月16日（金） 13：15～16：55
- 2 場所 TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール14C（東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館）

3 議事次第

- (1) 開会挨拶（13：15～13：20）
岡田羊祐 CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授
- (2) 講演①（13：20～14：10）
「プロスポーツと制限的取引慣行に関する国際比較」
川井圭司 同志社大学政策学部教授
- (3) 講演②（14：10～14：50）
「『人材と競争政策に関する検討会』報告書概要の紹介」
泉水文雄 神戸大学法学研究科教授
- (4) コメント①（15：05～15：25）
神林龍 一橋大学経済研究所教授
- (5) コメント②（15：25～15：45）
渡辺伸行 TMI総合法律事務所弁護士
- (6) パネルディスカッション（15：45～16：55）
モデレーター：岡田羊祐 CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授
パネリスト：川井圭司 同志社大学政策学部教授
泉水文雄 神戸大学法学研究科教授
神林龍 一橋大学経済研究所教授
渡辺伸行 TMI総合法律事務所弁護士

4 パネルディスカッションの概要

パネルディスカッションでは、大要以下のとおり議論が行われた。

（モデレーター）各コメンテーターからのコメントに対し、講演者から追加のコメントがあれば伺いたい。

（川井教授）神林先生からのコメントについて。移籍金の議論は、大変じっくり来るものだったが、この議論がクローズド型のリーグにも当てはまるのか疑問がある。渡辺弁護士からのコメントについて、ラグビーでは、移籍制限に係る規程の撤廃が行われたものの、プロ選手とアマ選手とを明確に区別できないという点は同意する。

- (泉水教授) コメンテーター2名の議論に納得したので、特にコメントはない。
神林先生のコメントについて補足すると、団体の場合、移籍金の制度設計をどのように行うべきかは共同行為の観点から問題として残る。優越的地位の濫用の観点からは、個人スポーツの選手の場合、チームスポーツと比べ、スポーツ団体の優越的地位が認定されやすくなると思われる。他方、個人スポーツであっても、選手に代理人が付いたり、選手会が組織されたりする場合がありますので、個別具体的な事情を考慮する必要がある。
- (モデレーター) 移籍制限についてもう少し整理していきたい。移籍制限に係る正当化事由について、海外の具体例や判例を踏まえつつ、御意見を伺いたい。
- (川井教授) アメリカンスポーツのようなクローズなリーグか、欧州サッカーのようなオープンなリーグかによって判断が異なるだろう。すなわち、アメリカンスポーツであれば弱いチームでもリーグからの降格はないので、各チームが同等の戦力を有することが、リーグの魅力を高めうるといふ論点がある。他方、欧州サッカーのような場合、弱いチームは下位のリーグに降格するため、戦力均衡は論点とならない。
- (モデレーター) 人材獲得市場（川上市場）と商品・サービス市場（川下市場）について、両方の市場を考慮するとして、競争促進効果と競争制限効果にはどのようなものがあるか。
- (泉水教授) 独禁法の解釈上は、経済学者とは違い、「両市場全体での厚生最大化」ではなく、川下市場、川上市場のいずれにおいても競争制限効果が生じないか、競争促進効果が競争制限効果を上回らなければならないと考える。
- (神林教授) スポーツ分野において、選手の移籍を制限する目的として「戦力均衡」を主張することはナンセンスであると考え。球団がリーグを移動しない枠組みの場合、その枠組み自体が反競争的とも言える。
- (渡辺弁護士) スポーツの特性にもよるのではないか。例えば、ラグビーも含め日本のスポーツ競技運営団体のほとんどは公益法人や一般法人であり、収益事業としての側面だけでなく、競技の普及を通じた社会への貢献といった側面もある。そのため、神林先生の御意見のように整理できないのが実情と思う。とはいえ、理屈として閉鎖的な枠組みが良いわけではないという点は同意する。
- (モデレーター) スポーツ分野においても、練習を通じた技能やノウハウは移籍した選手に付いて回るが、移籍金による補償だけで対応可能だろうか。
- (神林教授) 先ほどのコメントにおいては、議論の簡略化のため省略していたが、

選手が取得した秘密をどのように保護するかという問題は、移籍金という手段だけでは解決できないと考えられ、物理的に選手の移籍を制限する必要も生じうると考えられる。ただ、現在のスポーツ分野において、選手が取得した秘密が決定的に重要なものかどうかは分からない。仮に選手が取得した秘密が決定的に重要なものであれば、移籍制限を認めざるを得ないだろう。

(泉水教授) 技能やノウハウは、特許などと異なり、一旦覚えてしまったら「忘れろ」と言っても忘れられないものであり、「短期間であれば排他的取引も許容される」という趣旨の内容が知的財産ガイドラインに記載されている。ただ、肖像権でも同じような事情があるか否かは分からない。

(モデレーター) 肖像権について渡辺先生はどうお考えか。

(渡辺弁護士) プロスポーツ選手にとって、肖像権はとても重要である。しかし、チームスポーツの場合、個人に本源的価値があるのか、それともチームに本源的価値があるのかという問題があるなど、肖像権について金銭的価値の算定は大変難しいと思う。他方、アマチュア選手や社員選手の場合では、肖像権を収益化する機会は少なくあまり問題とならないだろう。

(モデレーター) チーム等による情報の開示について、どのような情報を開示しないことが競争制限的で、どのような情報を開示することが競争促進的なのだろうか。

(泉水教授) 選手の移籍金を合理的に算定するのに必要な情報であれば開示されるべきである。他方、コーチ(チームスタッフ)が保有している情報のような場合、どう評価すべきか難しい場合もあるが、そのような場合においても、完全な情報が開示されなければ制度が機能しないわけではなく、仲裁機関に調停を求めたり、最終的には裁判所の判断に委ねることが考えられる。

(モデレーター) 次に、団体交渉(労使自治)への反トラスト法の適用関係についてお伺いしたい。

(川井教授) 前提として契約法理が選手の移籍に関して機能するかどうかで大きく反トラスト法の適用の歴史が異なる。契約法理とは当事者間で協議した上で以前に合意した契約を破棄するものであるが、破棄した後に新たなチームに移籍・契約できるかについてもリーグが閉鎖的であるか否かによって状況が変わってくる。閉鎖的な場合、移籍先と所属元の繋がりが強く、契約法理によって契約を解除したとしても移籍先が契約に応じてくれないということが起きやすい。そのため、欧州サッカーのような場合では利用しやすいが、米国のメジャーリーグのような

場合では利用しにくかった。そこで米国では反トラスト法によって解決しようとしてきたのではないかと思う。また、米国では、「認証」という手続を踏んだか否かで労働組合になるか否か決まる一方、我が国の制度は曖昧であり、例えば、「アスリート選手会」は労働組合に該当するか否かで独禁法の適用があるか否かが変わることになる。

(泉水教授) 我が国独禁法は、米国の動向を踏まえつつも、独自の進展をしてきたところ、労働組合法上の「労働者」をどのように捉えるべきかという問題がある。

(モデレーター) 「ソーシャル・ダイアログ」という言葉は聞き慣れない方が多いと思うので、その意義や活用の現況について補足をお願いしたい。

(川井教授) 「ソーシャル・ダイアログ」とは、欧州を中心に1980年代に始まった、広く利害関係者を集めて対話することを指す。このような出来るだけ広く意見を聴取して、大切な事柄を決めていくプロセスは、スポーツの世界においても重要と思う。

(モデレーター) 「スポーツ」と言っても団体競技であったり、個人競技であったり形態も異なるし、価値観も様々であるが、こうした違いはどう考えていくべきか。

(渡辺弁護士) 個人競技か団体競技か、メジャースポーツかマイナースポーツか、プロかアマかなどで異なってくるので十把一絡げには言えない。スポーツの成り立ちや性質も考える必要があろう。

(神林教授) 「スポーツ」と言った時、そんなに違いがあるか疑問である。多少の違いがあろうとも結局、移籍金をいくら払うかという額の問題である。まずは、物事はシンプルに考えるべきである。また、個人的には、大きなリーグになるほどリーグ側では育成費用を負担せずチーム側で費用を負担している傾向があり、小さなリーグではリーグ自らが育成費用を負担している傾向があると考えている。その上で、ソーシャルダイアログにどの範囲の者が参加すべきかという点については、人材育成投資費用をリーグ側においては負担していないと考えられる競技はチーム側と選手間の労使の範囲で足り、他方、人材育成投資費用をリーグ側で負担していると考えられる弱小競技はできるだけ広い範囲の利害関係者が参加するのが望ましいだろう。

(川井教授) ソーシャルダイアログの当事者の範囲について、米国では、スポーツを産業として捉えている傾向があるため、チーム側と選手間の労使が対象となるだろう。他方、欧州では、スポーツを社会的側面で捉えていることもあるため、幅広い利害関係者をソーシャルダイアログにおける当事者の範囲に含めているのだろう。個人的には、我が国では欧州

型の制度設計がよいと考える。

(泉水教授) ソーシャルダイアログを競争法の観点から考えた場合、競争の制限を受ける者までをその対象にすればよいと考える。競争制限の不利益を受けうる者を含めたソーシャルダイアログという取組によってスポーツが競争を制限しない方向で設計ができたり、競争促進的な行為の目的、手段が担保される可能性が生じる。

個人競技の場合、ソーシャルダイアログという取組の存在が優越的地位の濫用がなされない方向で用いられ得る。

6 質疑応答の概要

パネルディスカッションの後、講演者とフロアとの間で、大要以下のとおりの質疑応答がなされた。

(質問者1) アマチュア選手に対する独禁法上の考え方について違和感を覚えている。例えば、社会人ラグビーチームは試合で収益を得ていないが、その場合でも社員選手は独禁法の適用対象になるのであろうか。

(渡辺弁護士) まさに私の先ほどの問題意識である。アマチュアといっても、プロ寄りの選手からクラブ活動のような選手の方まで様々であるため、実態を踏まえて判断する必要がある。

(川井教授) 今回の「人材と競争政策に関する検討会」報告書では、プロ選手には独占禁止法が適用されると整理している一方、純然たる社員選手の場合、独占禁止法の適用はないと整理している。その中間に位置するような選手については、個別具体的な事情を元に判断することになる。ただ、これは私見になるが、社員選手については独禁上の評価をプロ選手とは区別するという論点もあり、更なる議論が必要である。

(質問者2) プロ選手として契約した後に社員になる選手や、逆に社員からプロ選手になる者もいるところ、会社との交渉で、「給料を元に戻すなら構わない」という条件を提示されたという話を耳にする。他方、選手側がプロと認識している場合において、チーム側としては社員選手と認識していると主張するなど、チーム側がプロ選手と社員選手を場面に応じて自らに有利なように使い分けている印象を持っている。

(川井教授) 今後、チーム側が、プロか社員かを選手にはっきりと選択させるべきであると思う。この点はまだ議論が十分整理されていないという印象を持っている。

(渡辺弁護士) 川井先生の意見に同意する。加えて、選手がしっかり選択できる

よう企業側が更に情報を開示し十分な説明をすべきと考える。

(質問者3) スポーツ選手について検討する上で、一番重要なことは「アスリート目線」に立って検討することだと思う。日本のアスリートが世界で活躍する上で、移籍制限はネックになっている。

(川井教授) 私は紛れもなくこれまで、選手目線で検討をしてきた。まず選手の意向が第一であって、選手が、移籍制限があっても企業人として活躍したいというのであればそうした選択肢も残すべきと考える。ソーシャル・ダイアログについて触れたのは、広く選手の意見を聞くべきであるという選手目線に立ってのことである。

以上